

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

協会けんぽからの「資格情報のお知らせ」送付のご案内

令和 6 年 12 月 2 日より、健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナンバーカード（マイナ保険証）に引き継がれます。（発行済みの保険証は、令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能）

これに伴い、令和 6 年 9 月頃(注)に協会けんぽから事業所様へ、被保険者様・被扶養者様全員分の「資格情報のお知らせ」が送付されますので、事業所様は、被保険者様・被扶養者様に「資格情報のお知らせ」をお渡しください。

(注) 令和 6 年 6 月中旬以降に入社された方等は、令和 7 年 1~2 月頃送付されます。

【参考】マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職種で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)

最低賃金、10月1日より引き上げへ

新たな最低賃金が令和6年10月1日から適用される予定です。これにより、ハローワークの求人票に記載された「賃金」の下限額が、地域別最低賃金を下回った場合には、最低賃金以上の賃金額に変更されるまで求人票の公開を中止されますので、顧問先様にてご確認をお願い致します。

都道府県	令和5年度最低賃金	令和6年度最低賃金	引き上げ額	発効予定日
埼玉県	1,028円	1,078円	+50円	10月1日
千葉県	1,026円	1,076円	+50円	10月1日
東京都	1,113円	1,163円	+50円	10月1日
長野県	948円	998円	+50円	10月1日
山梨県	938円	988円	+50円	10月1日

令和6年度業務改善助成金のご案内

上記の通り、令和6年10月より最低賃金の引き上げが行われます。賃上げ支援のため、厚生労働省が行っている「業務改善助成金」をご紹介します。

この「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中で生産性向上に向けた取り組みを支援するものです。

- 対象事業者 : 中小企業・小規模事業者
- 申請単位 : 事業場ごと
- 支給要件 : ①中小企業・小規模事業者であること
②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
③事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
④解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと
- 申請期限 : 令和6年12月27日（事業完了期限：令和7年1月31日）
- 助成上限額 : 30万円～600万円（※1）
- 助成率 : 3/4～9/10（※2）
- 助成対象経費 : ①生産性向上に資する設備投資等
②①の内、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（※3）
③①の内、PC・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入（※3）

※1 引き上げ金額、引き上げる労働者数、事業場内規模（人数）により変わります。

※2 引き上げ前の事業場内最低賃金額がいくらか等により助成率が変わります。

※3 原材料費の高騰などにより、申請前3か月間の任意の1月の粗利益率又は営業利益率が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している場合に対象となります。

条件や対象経費等、詳細は以下のサイトをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

教育訓練給付の拡充

教育訓練給付制度は、雇用保険の一般被保険者等が厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、自ら負担した受講費用の一部が支給される制度です。

令和6年10月からの改正により、賃金アップや再就職などの教育訓練の効果を高めるため、専門実践教育訓練給付金については教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合に、特定一般教育訓練給付金については資格取得して就職等した場合に、教育訓練給付が増額されます。

〈改正前〉			〈改正後〉		
	専門実践	特定一般		専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%	本体給付	50%	40%
追加給付① (資格取得等)	20%	—	追加給付① (資格取得等)	20%	10%
追加給付② (賃金上昇)	—	—	追加給付② (賃金上昇)	10%	—
最大給付率	70%	40%	最大給付率	80%	50%

【参考】 現行の対象資格・講座の例

専門実践教育訓練給付金
・医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等） ・デジタル関連技術の習得講座（データサイエンス、テスト養成コース等） ・専門職大学院 等
特定一般教育訓練給付金
・運転免許関係（大型自動車第一種免許等） ・医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等） 等

自己都合離職者の給付制限の見直し

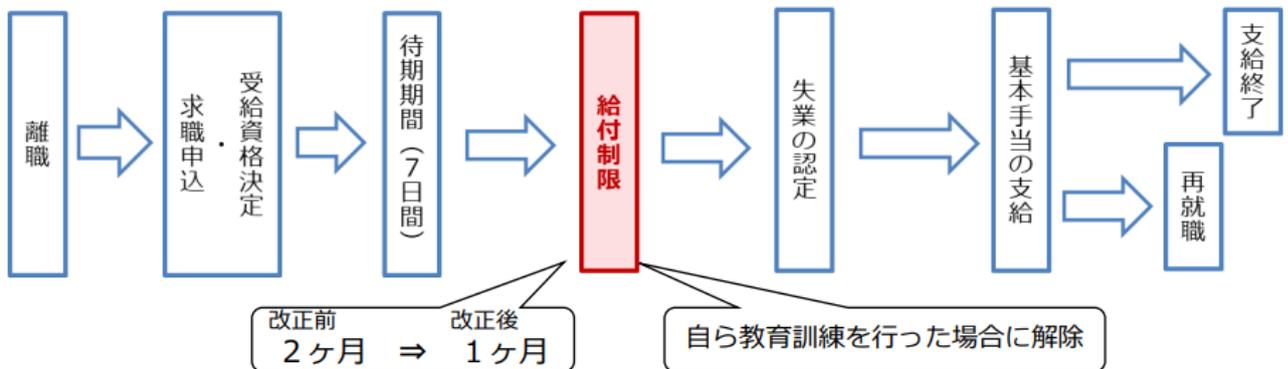
自己都合離職者の場合の失業給付の受給には、待期期間満了の翌日から原則2ヵ月間（5年以内に2回を超える場合は3ヵ月）の給付制限期間があります。

令和7年4月1日より、離職期間中や離職日前1年以内に自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、当該給付制限期間がなくなります。

また、正当な理由のない自己都合離職者への基本手当の給付制限期間が従前の2ヶ月から1ヶ月に短縮されます。

なお、5年間で3回以上の自己都合離職の場合は、従前通り給付制限期間は3ヶ月です。

○基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



【施行に向けた主な省令事項】

- 給付制限を解除することになる教育訓練について、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練等とする。

「調整給付金」のご案内

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われています。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

給付金支給手続きは、一般的には以下の流れ（提出期限内に、確認書に必要事項を記載して本人確認書類を一緒に返信）となりますが、市区町村毎に対応は異なりますので、詳しくは市区町村役場からの書類をご覧ください。

給付金の支給手続き

対象者の方には市区町村（注5）から確認書をお届けします。

（注5）令和6年度個人住民税課税団体

- 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。
※市区町村が確認書を受理した日から〇週間後が目安です。

※ 令和6年所得税額が確定した結果、調整給付金ももらい過ぎが判明した場合であっても、返金の必要はございません。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。